

# 第15回 農業委員会総会議事録

令和3年9月27日開会

中標津町農業委員会

令和3年9月27日、第15回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
11番	和泉	光広
12番	後藤	田宏幸
13番	高橋	正一
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

10番	須崎	智
14番	赤波江	信二

附議した案件

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| (イ) | 議案第86号 | 現況証明願いについて                             |
| (ロ) | 議案第87号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                   |
| (ハ) | 議案第88号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                   |
| (ニ) | 議案第89号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  |
| (ホ) | 議案第90号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (ヘ) | 報告第34号 | 農地法第4条許可書の交付について                       |
| (ト) | 報告第35号 | 農地法第5条許可書の交付について                       |

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	吉田 佳弘
係	宮崎 智佳

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。  
ただいまの出席委員は、16名でございます。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。  
ただ今から、第15回中標津町農業委員会総会を開会致します。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。  
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。  
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。  
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。  
12番、後藤田 宏幸 委員。  
13番、高橋 正一 委員。  
以上、2名を指名致します。  
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 8月27日の総会以降につきまして、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。  
日程3、議案第86号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり)中村委員。
- 中村委員 上程になりました議案第86号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。2ページをお開きください。  
(1) 1、申請人の住所、氏名。  
〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、〇〇支店〇〇部長、〇〇〇〇。  
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、鉄塔敷地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は3ページのとおりです。  
当該地は農業振興地域内の農用地区域内となっており、公簿が畑ですが、現況が鉄塔敷地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年8月19日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第86号(2)について説明いたします。4ページをお開きください。

(2)1、申請人の住所、氏名。

〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、〇〇支店〇〇部長、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積196㎡。利用状況、鉄塔敷地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は5ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域内となっており、公簿が畑ですが、現況が鉄塔敷地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年9月13日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小林委員。

小林委員 上程になりました議案第86号(3)(4)について説明いたします。6ページをお開きください。

(3)1、申請人の住所、氏名。

〇〇市〇〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、〇〇支店〇〇部長、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目1番3、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積199㎡。利用状況、鉄塔敷地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が鉄塔敷地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年9月17日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土

地であると判断したものであります。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇

2、土地の表示、〇〇〇丁目〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 8,919 m<sup>2</sup>。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和3年9月17日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程4、議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第87号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、〇〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇、〇〇歳、会社員。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 14,959 m<sup>2</sup>、利用目的、牧草畑、他3筆、計 70,076 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、138,925 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計 1,071,826 m<sup>2</sup>、家畜、牛 180 頭。8、見取図については、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇氏が所有していた農地について当事者双方の申し出により所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第87号(2)(3)について説明いたします。13ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇農場、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積4,384㎡、利用目的、牧草畑、他26筆、計673,898㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和3年10月1日から令和13年9月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、5人、農従者、4人、経営地、計2,616,144.98㎡。7、見取図については、16ページ・17ページのとおりとなっております。なお、(3)につきましても借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。15ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積33,594㎡、利用目的、牧草畑、他9筆、計225,634.99㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。使用貸借の設定。5、期間、令和3年10月1日から令和13年9月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、5人、農従者、4人、経営地、計2,616,144.98㎡。7、見取図については、17ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、使用貸借していた農地について、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、議案第88号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。  
(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第88号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)  
について説明いたします。19ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,944㎡、他1筆、計17,175㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、20ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎、ラグーン建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、17,175㎡で、令和3年8月19日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第88号(2)(3)について説明いたします。21ページを開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積39,977㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、22ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎、ラグーン、バンカーサイロ他の建設にあたり、計画する施

設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、39,977㎡で、令和3年9月17日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

23 ページを開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町○○○条○○丁目○○番地、○○ ○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積36,496㎡内554㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。

4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、24ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農作業用道路を整備するため申請があったものです。既存農業施設の効率性を図るため、農作業用道路スペースを確保し整備するものであります。申請面積については、554㎡で、令和3年9月17日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

なお、本件は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第88号(4)について説明いたします。25ページを開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○、○○ ○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積31,321㎡内992㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、26ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、哺育育成舎の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、992㎡で、令和3年9月17日に第3地区推進班に



において現地確認を行ったところ、申請地は既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

なお、本件は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。  
日程6、議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第89号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。  
議案の28ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,986㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、計39,327㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。785,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計778,353㎡、家畜、牛150頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第89号(2)について説明いたします。29ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇条〇〇丁〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積21,071㎡、利用目的、牧草畑、他4筆、計48,930㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。1,560,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況、世帯員、2人、農従者、1人、経営地、計84,531㎡、家畜、牛5頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかりいたします。

本案はこれを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第34号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第34号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北

海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
34 ページをお開きください。

許可日。令和3年8月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 2,698 m<sup>2</sup>。3、  
許可期間。令和3年8月25日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
日程8、報告第35号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第35号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北  
海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。  
36 ページをお開きください。  
許可日。令和3年8月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町字○○○○線○○番地、(有)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○○、(有)○○○○○○○○○○○○○○○○、代表取締  
役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積 4,899 m<sup>2</sup>。3、  
許可期間。令和3年8月25日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。  
日程9、議案第90号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告  
による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。  
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第90号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要  
件の確認について」ご説明致します。32 ページをお開きください。  
令和3年分といたしまして、○○○○(株)、(株)○○○○からの提出がありました。  
令和3年7月1日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適  
格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。  
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これもちまして、第15回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時03分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年10月5日

会 長 \_\_\_\_\_

12番 \_\_\_\_\_

13番 \_\_\_\_\_